

○竹原市都市計画審議会運営規則

昭和59年2月1日規則第1号

改正

平成3年10月14日規則第14号

平成12年3月31日規則第6号

竹原市都市計画審議会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、竹原市都市計画審議会条例(昭和57年竹原市条例第2号。以下「条例」という。)第9条の規定により、竹原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

**第2条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議の招集は、審議会の開会の日前、7日までに、委員及び議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

**第3条** 議事に関係のある臨時委員及び専門委員に支障があるときは、当該臨時委員及び専門委員が行政機関又はこれに類する機関の職員につき委嘱された者である場合は、当該臨時委員及び専門委員が委任する当該機関の職員が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

(会議の非公開)

**第4条** 会議は、原則として公開しない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、公開することができる。

2 前項ただし書の規定により会議を公開する場合において、議長は傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(議事録)

**第5条** 議長は、幹事に議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

3 議事録は、原則として公開しない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、指定する場所において閲覧させることができる。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年10月14日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月31日規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。